

石 今 道

ISHIZUCHI



四国鉄道文化館(西条市提供)

平成26年度決算の概要	2
平成26年度医療費の状況	8
被扶養者の資格調査を実施します	10
退職予定者相談会を実施します	11
普通貸付・物資供給事業が便利です	12
ボーナスの預け入れ先に最適!	12
共済貯金	12
団体信用生命保険事業	13
中途加入のご案内	13
貸付事業の一部が改正されました	13
特定健康診査・特定保健指導	14
について/他	14
熱中症はこう防ぐ!	15
正しい予防と応急処置	15

CONTENTS

決算の概要

平成26年度

平成26年度の決算が、6月2日に開催された第190回組合会で承認されました。
各経理の決算概要は次のとおりです。

経理別収支決算一覧表

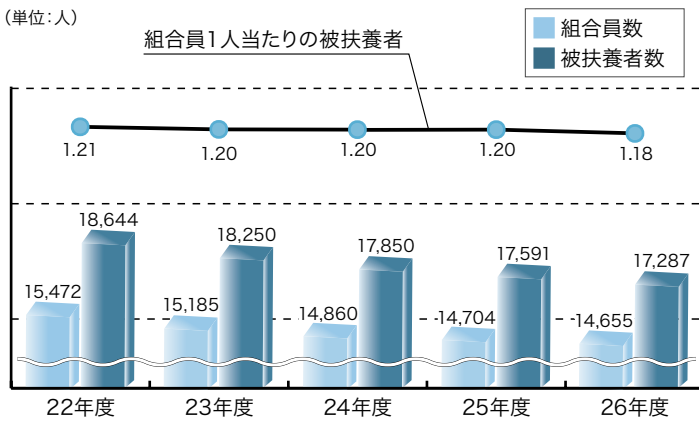
(単位：千円)

区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	11,387,632 798,209	11,446,032 772,144	△ 58,400 26,065
長期経理	20,877,313	20,877,313	0
預託金管理経理	123,712	123,712	0
業務経理	240,353	238,115	2,238
保健経理	412,440 6,035	412,595 6,035	△ 155 0
宿泊経理	162,668	145,457	17,211
貯金経理	774,638	562,436	212,202
貸付経理	143,680	143,311	369
物資経理	15,168	11,975	3,193

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。
※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)

(単位：人)



この経理では、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用を賄っています。

26年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）からの交付金など2億4030万円となりました。

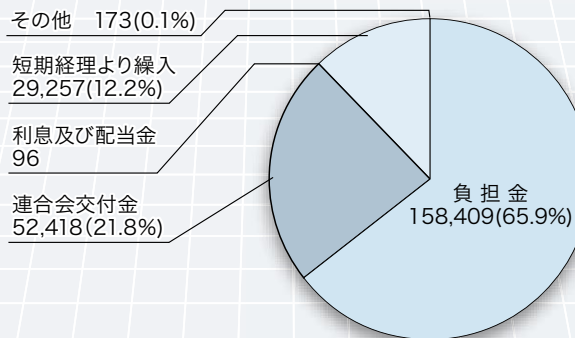
一方、支出総額は、被用者年金一元化等年金関係の普及費が増加しましたが、事務費等諸経費の削減に努めたことにより、2億3810万円となりました。

収支決算の結果、220万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



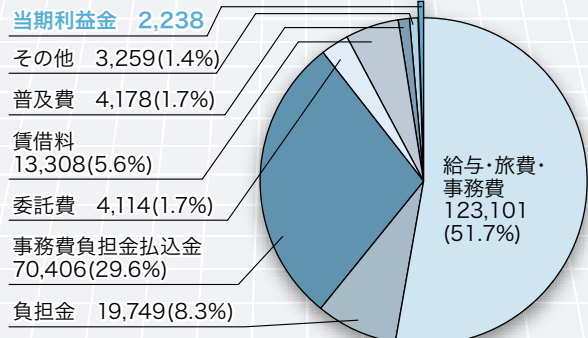
業務経理

収入 240,353 (単位：千円)



()内は収入に占める割合

支出 238,115 (単位：千円)



()内は支出に占める割合

短期経理

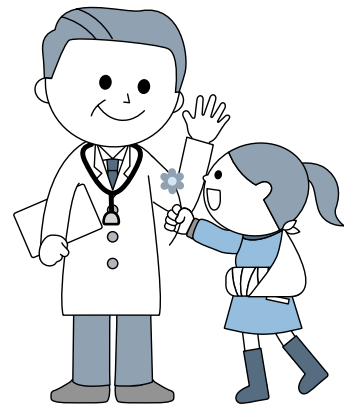
〈短期給付関係〉

26年度は、財源率を前年度より4.16%引き上げた1113.36%とし、前年度に引き続き全国連合会が実施する財政調整事業・特別財政調整事業の交付金（以下「交付金」という。）を受けています。

収入総額は、短期掛金・負担金など1113億8760万円で、財源率の引き上げと7年ぶりの給与のプラス改定の影響から、前年度と比べ5億2390万円の増加となりました。

一方、支出総額は、114億4600万円で、前年度と比べ8億3700万円の増加となりました。主な要因としては、組合員及び被扶養者に係る医療費等は減少したものの、前期高齢者納付金が6億1220万円増加したこと、25年度に交付金を受けていたため、連合会返還金として2億5830万円計上したことが挙げられます。

また、高齢者医療制度に係る拠出金等の支出額に占める割合は、55%



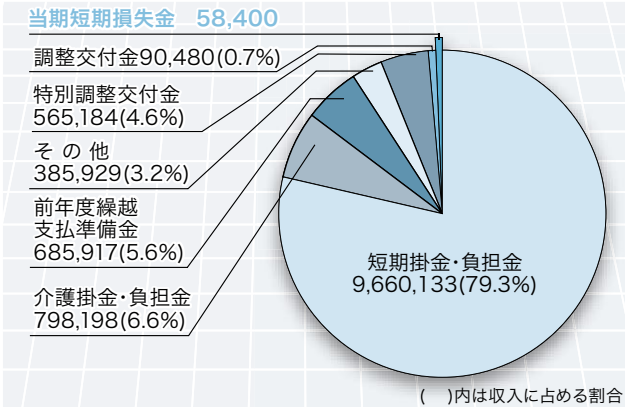
（前年度と比べ2%の増加）を占めており、依然として短期経理の財政を圧迫しています。

収支決算の結果、5840万円の当期短期損失金を計上しましたが、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金の一部を取り崩して補てんしました。

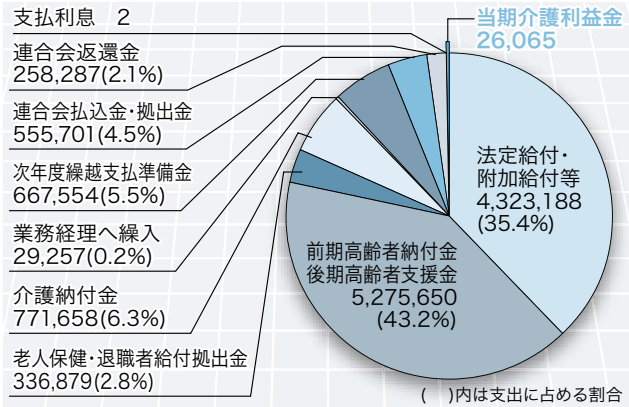
〈介護保険関係〉

26年度は、財源率を前年度より1.2%引き上げた12.16%とし運営した結果、2610万円の当期介護利益金を計上しましたので、前年度から繰り越した介護繰越欠損金に充当し、なお生じる利益金610万円は介護積立金として積立て、翌年度へ繰り越しました。

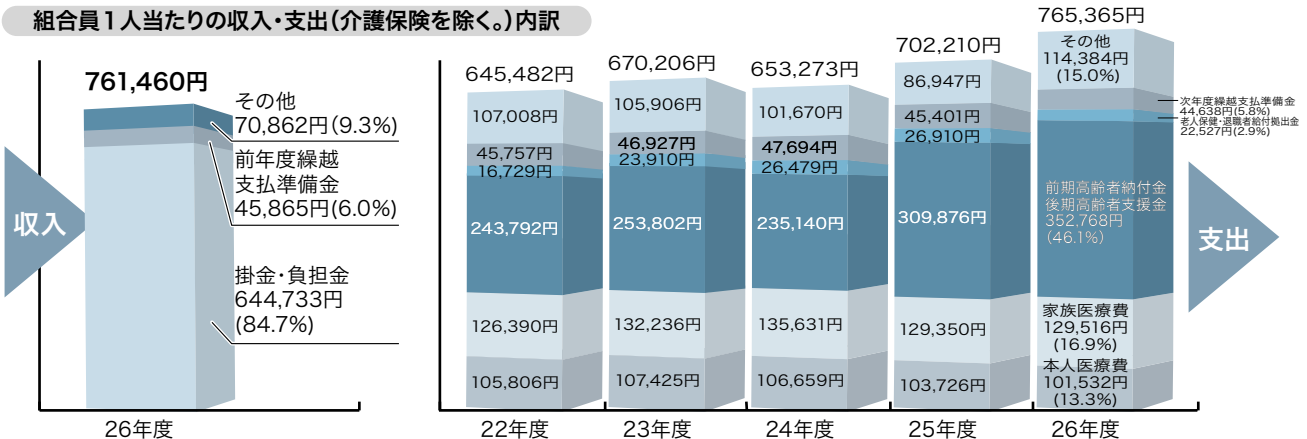
収入 12,185,841 (単位:千円)



支出 12,218,176 (単位:千円)



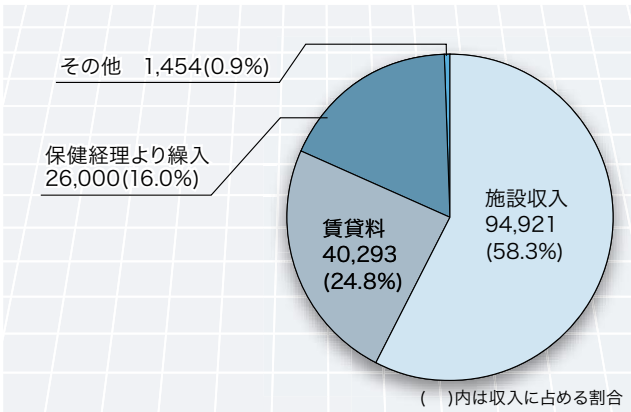
組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



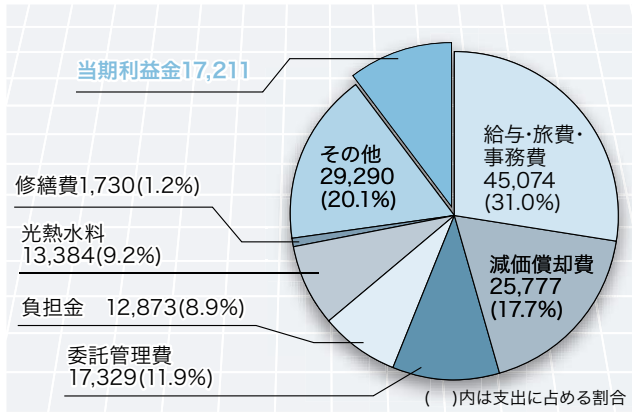
宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。
 収入総額は、施設収入94,990万円と保健経理からの繰入金26,000万円など1億6,270万円となりました。
 一方、支出総額は、1億4,550万円となりました。
 宿泊利用率が事業計画を7・2ポイント上回る77・2%となったことや、諸経費の節減に努めたことにより、収支決算の結果、17,200万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。
 共済会館では、安全・安心・快適な施設運営を心がけるとともに、引き続き健全運営に努めてまいります。
 また、4月には1階にお食事処「旬彩伍縁」がオープンし、9月まで開催日限定のビアバイキング（本誌裏面）を開催しておりますので、是非ご利用ください。

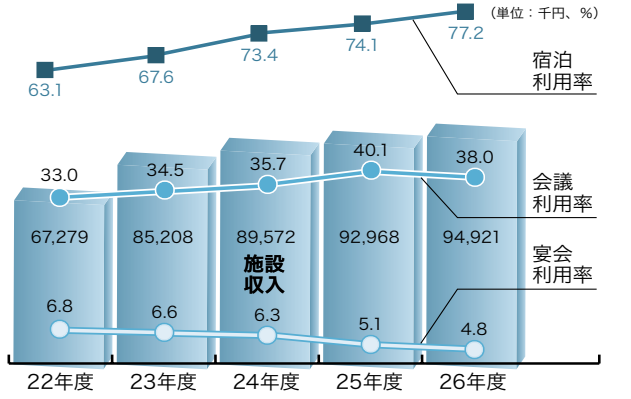
収入 162,668 (単位:千円)



支出 145,457 (単位:千円)



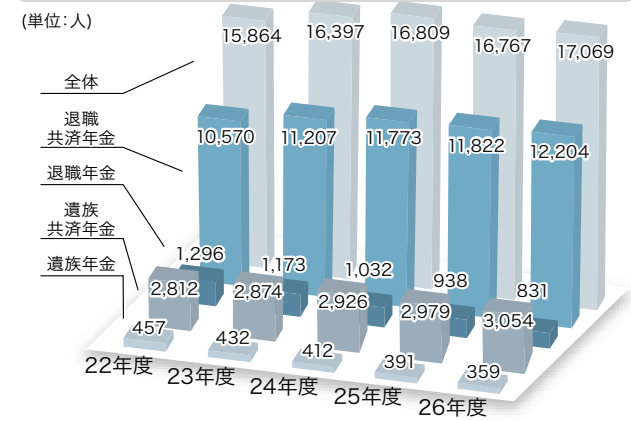
えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移 (単位:千円、%)



長期経理

この経理は、年金の原資となる長期掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。
 26年度は、208億7730万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。
 年金受給者数は、対前年度比302人増の1万7069人となっています。
 また、26年度末における退職共済

年度別年金受給者数の推移 (単位:人)



年金受給者数及び平均年金額 (単位:人、円)

区分	受給者数	平均年金額
退職共済年金	12,204	1,239,758
遺族共済年金	3,054	1,287,898
退職年金	831	2,089,198
遺族年金	359	1,166,055

年金受給者の平均年金額は123万9758円となっています。

貸付経理

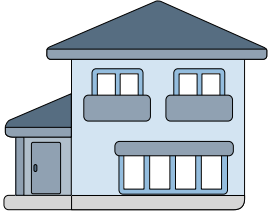
この経理は、年金原資である積立金を預託金管理経理から借り入れて、組合員の皆さまに資金の貸付けを行う経理です。

収入総額は、組合員貸付金利息1億4230万円などの1億4370万円となりました。

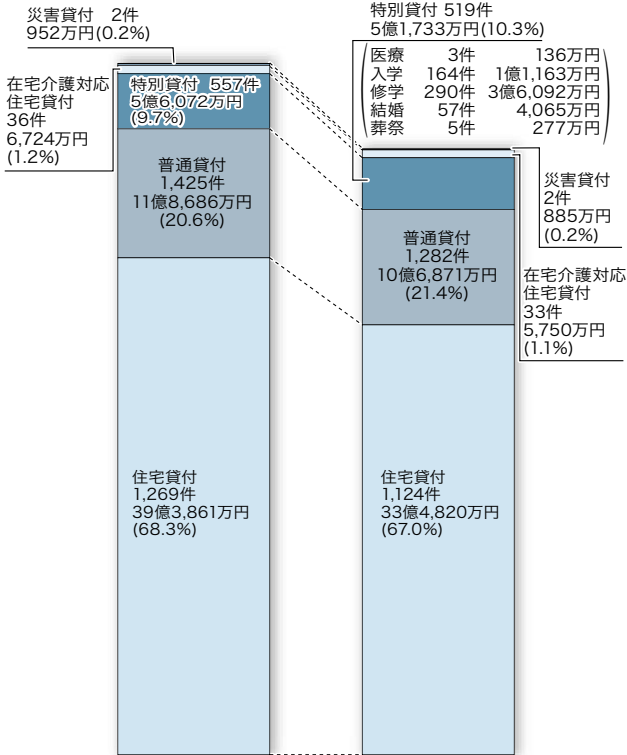
一方、支出総額は、支払利息1億2070万円などの1億4330万円となりました。

収支決算の結果、40万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

なお、新規の貸付は前年度に比べ、件数は11件減少し、金額は3800万円増加しましたが、年度末の組合員貸付金は、前年度に比べ7億6240万円減の50億60万円と減少傾向が続いています。



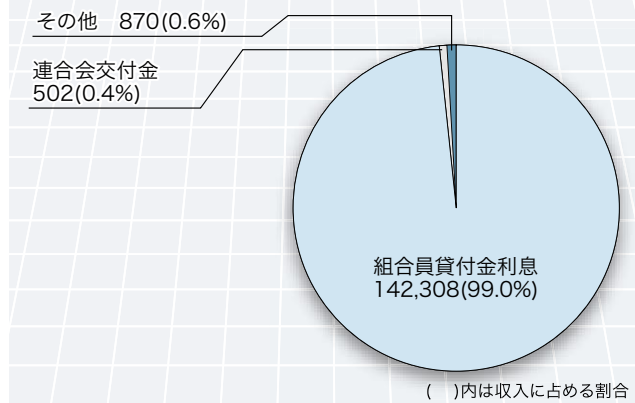
組合員貸付金の状況



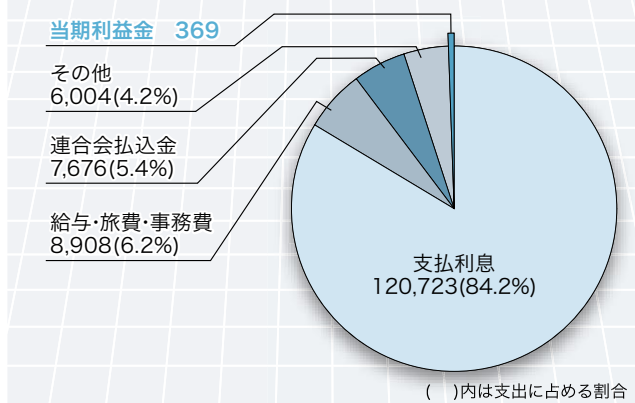
平成25年度
合計 3,289件
57億6,295万円
(平成26年3月31日現在)

平成26年度
合計 2,960件
50億59万円
(平成27年3月31日現在)

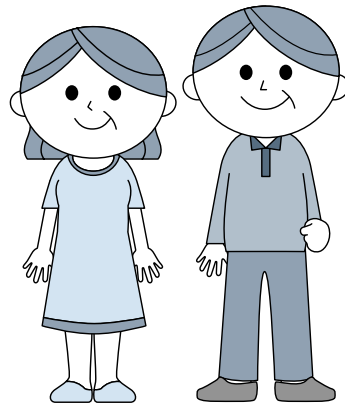
収入 143,680 (単位:千円)



支出 143,311 (単位:千円)



預託金管理経理



この経理は、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など1億2370万円で、全額を全国連合会へ払い込むこととなります。

資金運用に関する情報は、本組合のホームページで7月1日に公開しています。

貯金経理

この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした「共済貯金事業」を行う経理です。

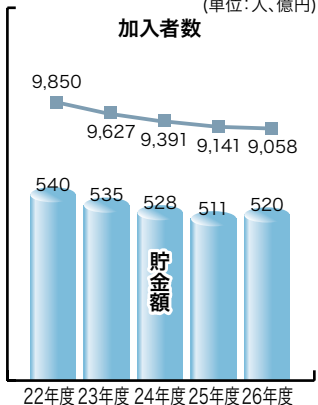
貯金残高は、26年度から開始した、期末勤続手当からの定例積立の影響もあり前年度末より8億8830万円増加し、貯金加入率も0.09ポイント増加の60.76%となりました。

収入総額は、資金運用による利息及び配当金など7億7460万円で、前年度と比べ1億6580万円の減少となりました。

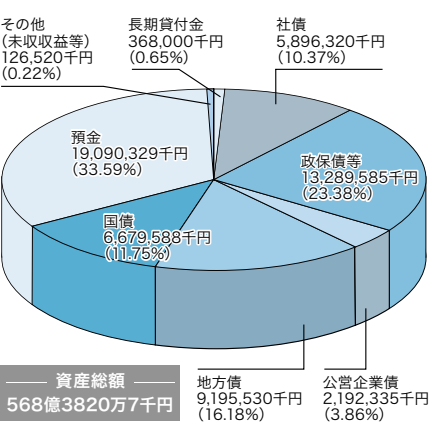
一方、支出総額は、支払利率を昨年度と同様の1.0%で運営した結果、支払利息5億1160万円など5億6240万円となりました。

収支決算の結果、2億1220万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

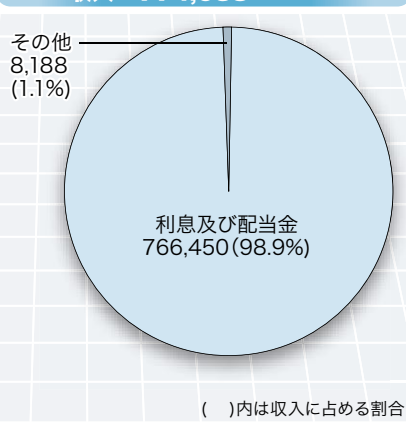
組合員貯金額・加入者数の推移 (単位:人、億円)



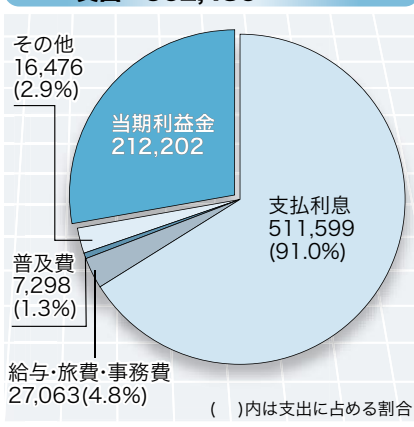
【平成26年度決算 貯金経理 資産構成割合】



収入 774,638 (単位:千円)



支出 562,436 (単位:千円)



物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	116	151,008	96.9
自動二輪車	3	2,198	1.4
家具	1	1,580	1.0
家電製品	1	285	0.2
時計・貴金属	2	216	0.1
その他	6	596	0.4
合計	129	155,883	100.0

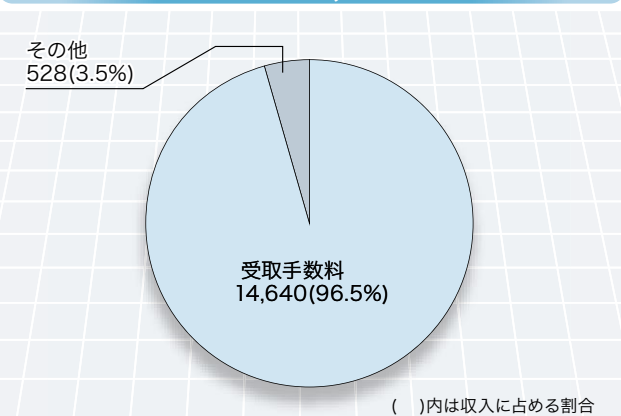
この経理は、組合員の皆さまが、本組合の「指定店」で自動車や家電製品等生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの受取手数料など1520万円となりました。

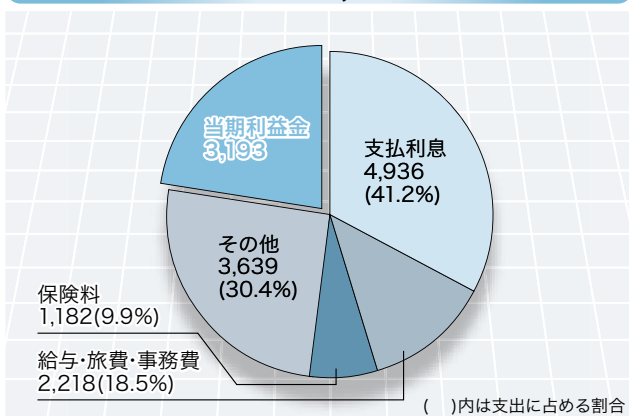
一方、支出総額は、支払利息や貸付事故に係る保険料など1200万円となりました。

物資経理

収入 15,168 (単位:千円)



支出 11,975 (単位:千円)



平成26年度決算概要

保健経理

この経理は、人間ドックの利用助成等、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業と特定健康診査及び特定保健指導を行う経理です。

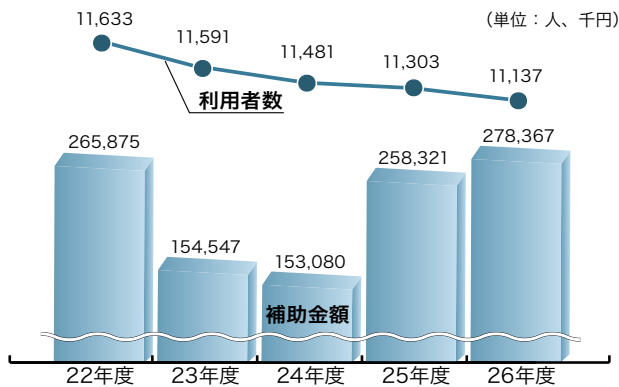
収入総額は、掛金・負担金のほか、県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業に係る県・市町等からの補助金600万円を含め、4億1840万円となりました。

一方、支出総額は、一件当たり助成額を3000円引き上げ2万7000円で運営してきた人間ドック等の利用助成2億7840万円や県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業600万円を含む厚生費3億1430万円、特定健康診査等費1610万円等で、4億1860万円となりました。

収支決算の結果、16万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金の一部を取り崩して補てんしました。

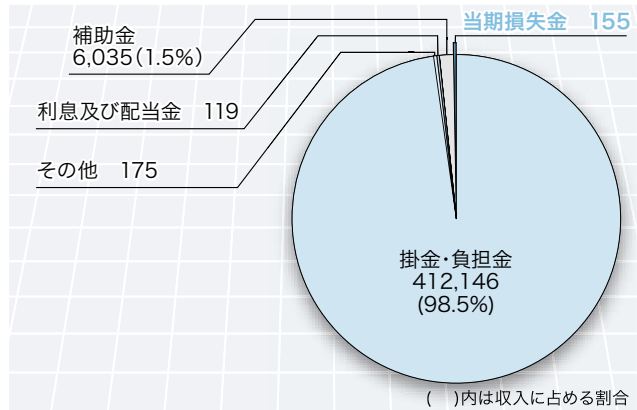
なお、県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業の相談件数は、新規393件、延件数857件となっております。

人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



(備考) 人間ドック等利用助成金を平成25年度は14,000円から24,000円に、平成26年度は27,000円に引き上げた。

収入 418,475 (単位:千円)



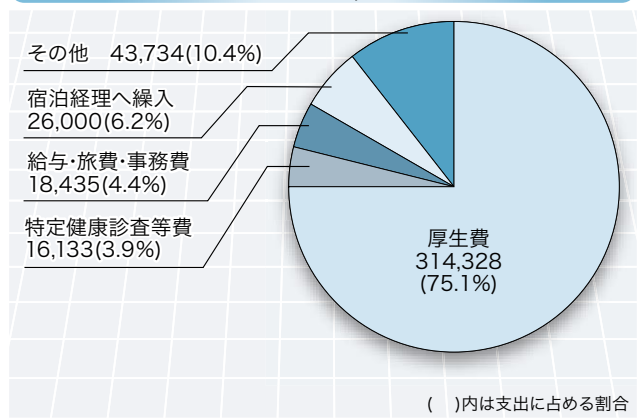
()内は収入に占める割合

保健事業実施状況

(単位:千円)

項目	金額	割合
人間ドック利用助成	273,167	82.7
脳ドック利用助成	5,200	1.6
特定健診・特定保健指導	16,133	4.9
愛媛共済会館利用助成	10,678	3.2
がん検診等補助	6,059	1.8
福祉施設利用助成	931	0.3
インフルエンザ予防接種補助	8,105	2.4
県・市町連携メンタルヘルス	6,015	1.8
その他	4,173	1.3
合計	330,461	100.0

支出 418,630 (単位:千円)



()内は支出に占める割合



原田満範氏 再選

学識経験監事



任期満了に伴う学識経験監事の選挙が、6月2日開催の第190回組合会において行われました。

その結果、原田満範氏(公認会計士)が再選されました。

任期は、平成27年6月28日から平成29年6月27日までの2年間です。



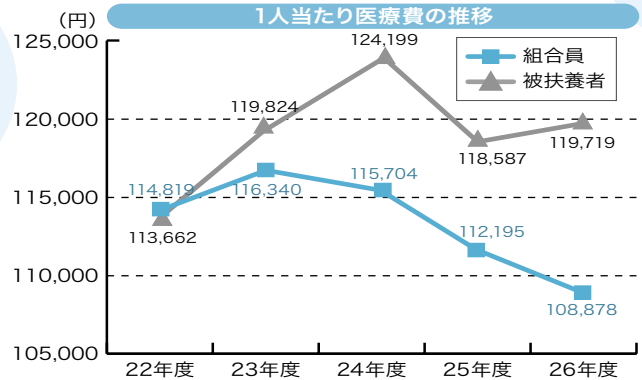
平成26年度は被扶養者の1人当たり医療費が増加

平成22年度からの1人当たり医療費及び3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。

1人当たり医療費

(1人が1年間使った平均医療費)

平成26年度の1人当たり医療費は、組合員が108,878円、被扶養者が119,719円となっています。前年度と比較して組合員は3,317円減少していますが、被扶養者は1,132円増加しています。



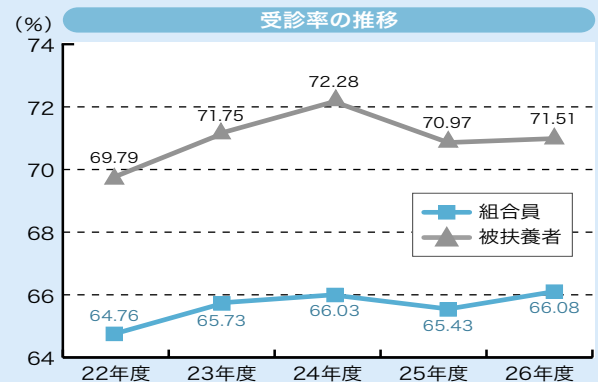
【医療費の3要素の推移】

受診率

(1ヵ月100人当たりの受診件数の割合)

平成26年度の受診率は、組合員が66.08%、被扶養者が71.51%となっています。前年度と比較して組合員は0.65%増加、被扶養者も0.54%増加しています。

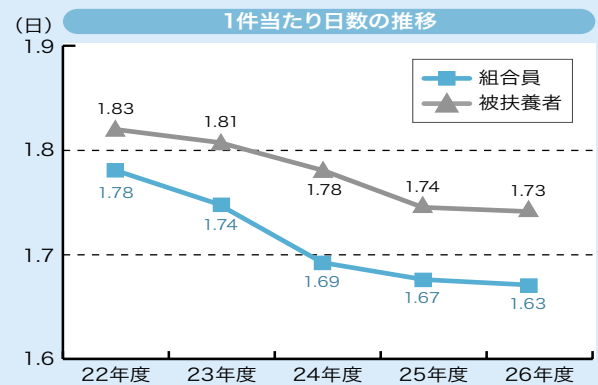
内訳としては、組合員、被扶養者ともに入院は減少し、外来、歯科が増加しています。



1件当たり日数

(1つの医療機関で1ヵ月に受診した平均日数)

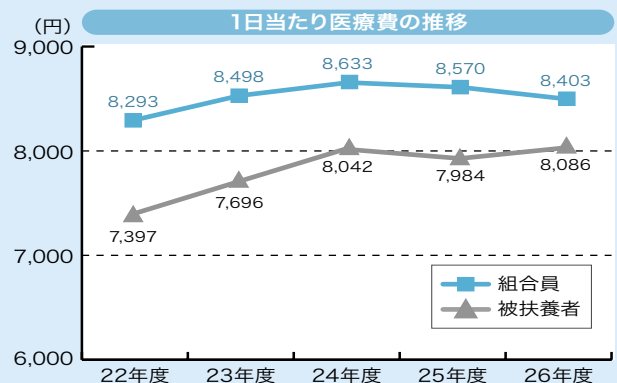
平成26年度の1件当たり日数は、組合員が1.63日、被扶養者が1.73日となっています。前年度と比較して、組合員は0.04日、被扶養者は0.01日減少しており、薬剤投与期間の長期化などの影響から、引き続き減少傾向にあるものと考えられます。



1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成26年度の1日当たりの医療費は、組合員が8,403円、被扶養者が8,086円となっています。前年度と比較して、組合員は167円減少し、被扶養者は102円増加しています。医療の高度化などの影響から、組合員・被扶養者ともに増加傾向にありましたが、組合員は昨年に引き続き減少となっています。



平成26年度は前年度と比べて、組合員の1人当たり医療費は減少しましたが、受診率、被扶養者の1人当たり医療費が増加しており、短期財政は依然として厳しい財政状況にあります。皆さまには、引き続き健康の保持、生活習慣病の予防に心がけていただきますようお願いいたします。

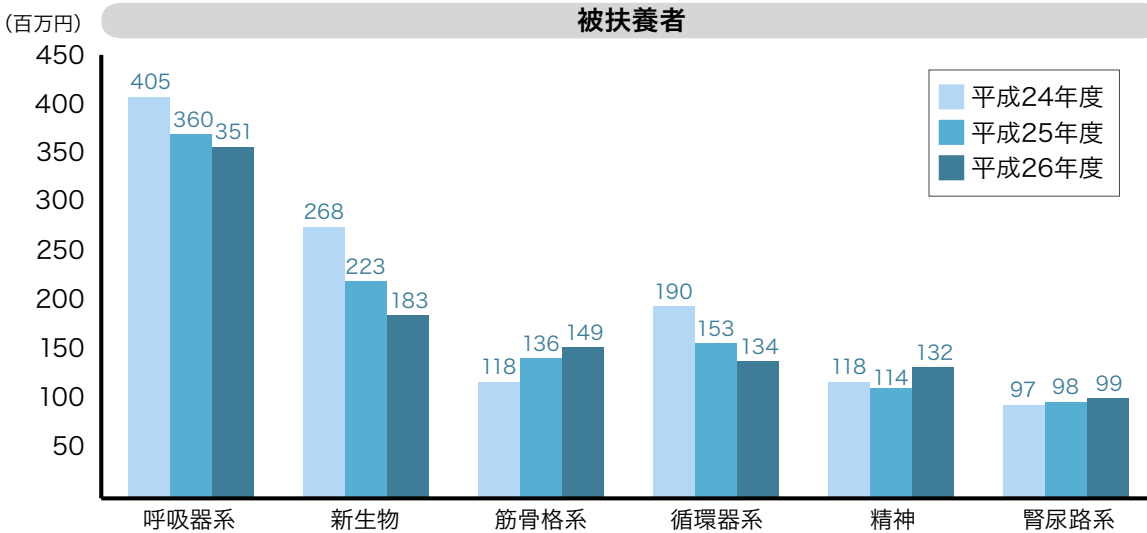
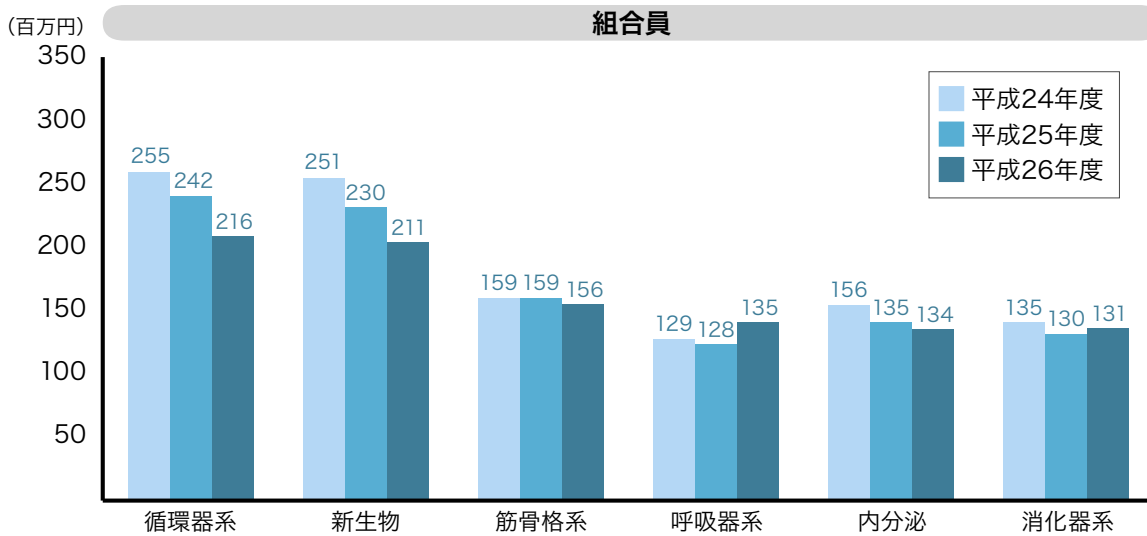
平成26年度 病類別医療費

組合員、被扶養者ともに循環器系、新生物の医療費が減少

平成26年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位循環器系 2億1600万円(12・3%)、2位新生物 2億1100万円(12・0%)、3位筋骨格系 1億5600万円(8・9%)となっています。前年度と比較して、上位3位の病類は全て減少しており、特に高血圧性疾患などの循環器系が2600万円の大幅な減少となっています。

被扶養者については、1位呼吸器系 3億5100万円(16・1%)、2位新生物 1億8300万円(8・4%)、3位筋骨格系 1億4900万円(6・9%)となっています。前年度と比較して、呼吸器系が900万円の減少、新生物は4000万円の大幅な減少となりましたが、筋骨格系は1300万円の増加となりました。

病類別医療費 上位6位



循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血

新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症

筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、脊椎症、五十肩

内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症

消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬化、肝不全、胆石症、膵炎

精神

統合失調症、躁うつ病、認知症、アルコール依存症候群、神経症

腎尿路系

腎炎、腎不全、尿路結石、腎性骨ジストロフィー、膀胱炎、前立腺炎、子宮内膜症

病類別の主な疾患・症状

被扶養者の資格調査を実施します

◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

- ① 平成27年4月以降に認定された者
- ② 平成27年3月以降に更新手続をした者

◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていない

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。

この調査は、適正な被扶養者の認定を行う上で重要な調査となりますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務課総務係 (TEL089・945・6315) へお問い合わせください。



被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○在学証明書(平成27年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○障害者手帳の写、又は診断書 (就労が困難である旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○平成27年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は27年度において改定がない場合は、27年6月分の送金通知書の写)
④ 給与収入のある者	○平成26年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○平成26年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員被扶養者証 ○平成27年度(平成26年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員被扶養者証

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、主として組合員の収入により生計を維持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

収入について

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は下表「被扶養者認定の収入基準額表」とおりです。

◎給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)

◎年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

被扶養者の認定の取扱い

18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

父母の場合

父母については、次に該当する場合は、被扶養者の認定を受けることができます。

① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1を下回る場合

被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基 準 額	
公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など(遺族年金・障害年金を含みます。)	60歳以上の方	年額180万円
	障害年金を受給している方	
	その他	年額130万円 (月額 108,334円)
上記以外の収入がある方		
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額3,612円	

*収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

平成27年度退職予定者相談会を開催します!

平成27年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・共済年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。

退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申出ください。

日程表

	開催年月日	開催場所	対象範囲
平成27年	8月21日(金)	西条市役所	西条市
	9月29日(火)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
	10月 2日(金)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
	10月 6日(火)	四国中央市役所	四国中央市
	10月28日(水)	新居浜市役所 消防庁舎	新居浜市
	11月 6日(金)	西予市役所	西予市
	11月13日(金)	今治市役所	今治市・上島町
	11月17日(火)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市
	11月18日(水)		宇和島市
		12月15日(火)	えひめ共済会館
平成28年	1月21日(木)~22日(金)	松山市役所	松山市
	2月	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さんは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方におすすめ 普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

組合員限定で比較的 low 利かつ有利な条件で借入れを受けることができ、給与控除による返済となることから月々の返済にお手間を取らせません。また、一部又は全部の繰上償還の申出を手数料なしで随時受け付けており、賞与月等で余裕があるときに繰上償還を行って返済期間を短縮し、返済総額を節減することもできます。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業・物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度があります。各制度内容につきましては本紙面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載していますのでご参照ください。

なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「契約業者(指定店)名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額6か月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動)H27.7.1現在	年2.66%	年2.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) *共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) *組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(指定店の口座へ送金) *共済組合が指定店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

詳細は共済組合ホームページをご覧ください。お申込みは、所属所共済担当課(係)へ。

計画的なご利用をお願いします

貸付事業における貸付金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、事業の安定した運営に支障をきたすおそれがありますので、無理のない返済計画を立て、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求められることがありますのであらかじめご了承ください。



ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

預入れは、臨時増額貯金専用の払込用紙を使用することで払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができます。給与控除・ボーナス控除により毎回決まった額を預け入れることもできます。

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全を第一に運用しており、現在約9000人の方にご利用いただいています。ボーナスの預入れ先としては是非ご利用ください。

年利1・0%
(税引後0・79685%)

共済貯金

ボーナスの
預入れ先に最適!

【このページについての問い合わせ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

貸付事業を
ご利用の皆さまへ



団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金(普通・修学貸付を除く。)を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合、保険金で債務を相殺することにより組合員とその家族の生活の安定を図ることを目的とする保険制度です。

■対象者

- 貸付申込時の健康状態が下記の告知事項に該当したため加入できなかった方で、その後状態が改善された方及びその他の理由により未加入の方
- 申込日の属する月の末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)残高が10万円以上あり、満70歳未満の方

告知日現在、正常に就業し、かつ過去3年以内に次の病気で連続2週間以上の入院をしていないこと。

告知事項

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

※脱退後の再加入はできません。

■保険金額

申込日の属する月の末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた額

2年目からは、毎年9月末日の残高を保険金額とします。

■保険適用開始日

申込日(告知日)の属する月の翌々月1日

■特約保証料(保険料)

保険金額10万円につき月額20円(年額240円)

初回払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から、1年分を申込日(告知日)の属する月の翌々月に引き落とし、2年目以降も毎年初回に引き落としした月と同月に引き落とされます。

(参考)貸付金残高3,973,818円の場合

400万円に切上げ

$400万円 \div 10万円 \times 20円 = 800円$

保険料： $800円 \times 12月 = 9,600円$ (年額)

■加入手続

共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

■その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を補填するもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額 \div 12)1万円あたり99円です。

(参考)平均返済月額が20,000円の場合

$20,000円 \div 10,000円 \times 99円 = 198円$

保険料： $198円 \times 12月 = 2,376円$ (年額)

貸付事業の一部が改正されました

6月2日開催の第190回組合会において、組合員貸付規程の一部改正が承認され、修学貸付の貸付限度額の引上げや貸付時期・償還の取り扱いの変更等について、次のとおり改正されています。

なお、これらの改正は、7月1日以降に新たな貸付けを申し込まれる方が対象となります。

① 入学貸付と修学貸付の対象となる学校の範囲

入学・修学貸付の対象となる教育機関に「中等教育学校後期課程」を追加しました。

② 修学貸付の限度額

修学貸付の貸付限度額を月10万円から月15万円へ引上げました。

③ 修学貸付の貸付期間

修学貸付について、進学・進級の時期にかかわらず一回のお申込みにつき直近の3月までの月数分を貸し付けていたものを、秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)を一時に貸し付けることができます。

④ 修学貸付に係る償還据置の扱い

修学貸付に係る修業年限(卒業)までの元金償還の据置きについて、これを据え置かないこともできることとなりました。

⑤ 災害貸付の元金償還を猶予した場合の償還期間

特別な事情により元金償還を猶予したときは、完済までの償還期間を猶予した期間(1年以内)の範囲内で延長できることとなりました。

⑥ 行為の制限(不動産の譲渡)

住宅貸付等で取得した不動産を第三者に譲渡することは禁じられていましたが、特別な事情(被災・離婚等)がある場合で理事長が認めるときは、その不動産の全部又は一部を第三者に譲渡することができるとなりました。

【このページについての問い合わせ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査とは

本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)をはじめとした生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

●**組合員**：職場の定期健康診断又は人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受診したものとします。

●**被扶養者**：対象となる方には、6月初旬に「受診券」を所属所経由で配付しています。(※40～74歳以外の方・本年4月1日現在に資格のない方・人間ドック利用者を除きます。)

案内文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証(保険証)を必ず持参し、契約実施機関で受診してください。

受診券により無料で受診できます。

なお、受診券の有効期限は平成27年12月31日です。

特定保健指導とは

特定健康診査の受診結果に基づいて支援対象者が選定され、対象者は、医師、保健師、管理栄養士等の専門家による保健指導(面接・通信)による生活習慣改善のための支援)を受けることになります。

●**組合員**：支援対象者に判定された方には、共済組合又は委託機関の保健師が所属所等において保健指導を行います。

●**被扶養者**：支援対象となる方には、9月以降に「特定保健指導利用券」を随時送付いたしますので、契約実施機関で保健指導を受けてください。

【この記事についての問合せ先】

共済組合保健課 厚生係
☎089(945)6318

特定健康診査受診券		2015年5月1日 交付	
受診券整理番号	15100000001		
受診者の氏名	共済 花子		
性別	女性	生年月日	昭和50年5月1日
有効期限	2015年12月31日		
健診内容	特定健康診査		
窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担なし
	特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	受診者負担なし
	※※※※※※※※※※※※※※※※	負担額又は負担率	*****
	※※※※※※※※※※※※※※※※	負担額又は負担率	*****
保険者所在地	愛媛県松山市三番町5丁目13-1		
保険者番号・名称	愛媛県市町村職員共済組合		
保険者電話番号	089-945-6318		
契約とりまとめ機関名	集合B、D/日、全、予、結、病		
支払代行機関名・番号	社会保険診療報酬支払基金(94899010)		
(827-0-123-456)			

地方公務員共済組合連合会

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

平成26年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成27年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区分	～平成27年8月	平成27年9月
給料に対する割合(注)	10.5775	10.79875 (+0.22125)
期末手当等に対する割合	8.462	8.639 (+0.177)

(注)給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定められています。

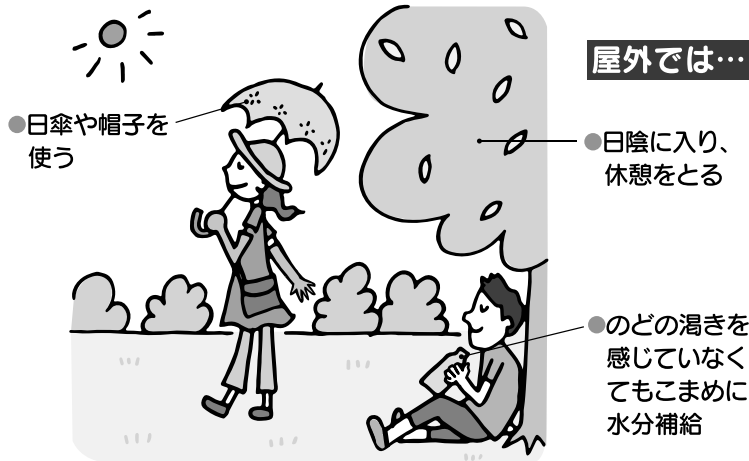
被用者年金一元化に伴い、平成27年10月1日に地方公務員も厚生年金の被保険者となり、あわせて、平成27年10月以降の厚生年金保険給付費に充てるための保険料率が、被用者年金一元化法及び厚生年金保険法において下記のとおり定められました。また、新たに「年金払い退職給付」の創設に伴い当該保険料の負担をしていただくこととなります。

(参考)平成27年10月以降の厚生年金保険に係る保険料率【本人負担分】

改定時期	保険料率(%)	改定時期	保険料率(%)
平成27年10月	8.639	平成29年9月	8.993
平成28年 9月	8.816	平成30年9月	9.150

(注)被用者年金一元化に伴い、地方公務員共済年金にも標準報酬制が導入され、毎月の標準報酬に対する保険料率と期末手当等に対する保険料率が同一になります。

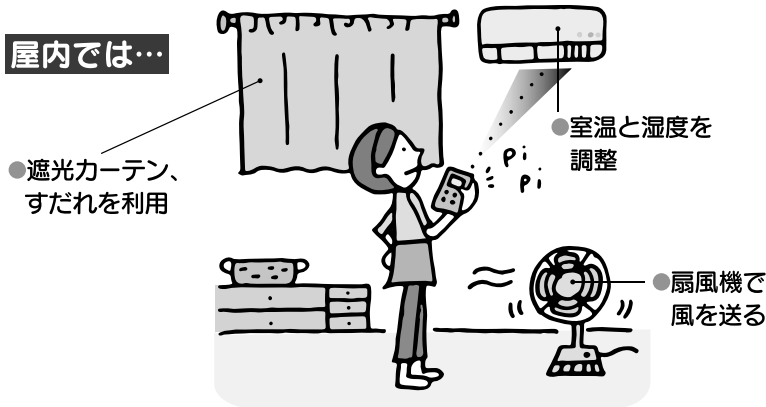
ならないための予防



屋外では…

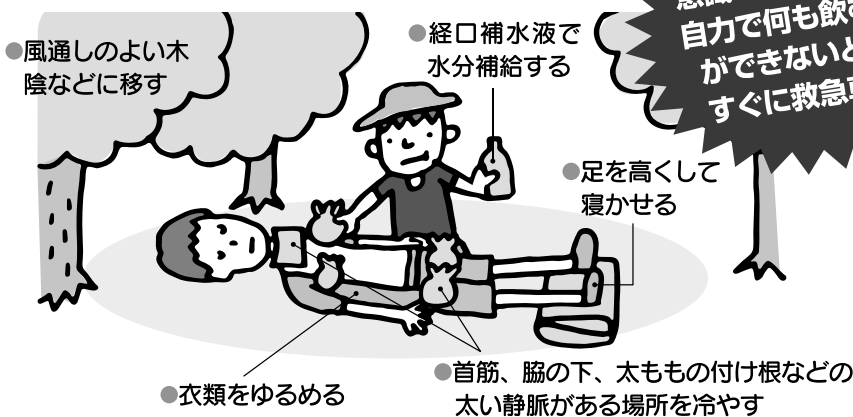
こまめな水分補給と暑さを避ける工夫が大切!

屋内では…



なってしまったときの応急処置

水分と塩分を補給し、涼しい場所で休ませましょう



意識がない、または自力で何も飲むことができないときはすぐに救急車を!

ここ数年の夏は記録的な猛暑が続き、熱中症のニュースが連日のように報道されました。熱中症は最悪の場合、死に至ることもあるとても危険な状態です。熱中症にならないための「予防」と、なってしまったときの「応急処置」をしっかりとし身に付けて、今年の夏も元気に乗り切りましょう!

夏に気をつけたいこの症状

熱中症はこう防ぐ！
正しい予防と
応急処置

監修 ■ 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授 谷口英喜

運動時の水分補給ポイント…▶ 失われる水分と塩分を取り戻そう

汗からは水分と同時に塩分も失われるため、たくさん汗をかく運動時には、スポーツドリンクや経口補水液などを利用して、塩分も補給するようにしましょう。気温が高いときには15～20分ごとに飲水休憩をとることによって、体温の上

昇が抑えられます。200～250mlの水分を1時間に2～4回に分けて補給しましょう。水の温度は5～15℃が望ましく、塩分と糖分が適度に含まれた飲料が有効です。運動量に合わせて水分と塩分をこまめに補給しましょう。

ビアバイキング

大人3,500円

中高生2,000円

小学生1,000円

幼児無料

※料金はすべて税込価格です。20歳未満の方には、アルコールの提供はいたしません。

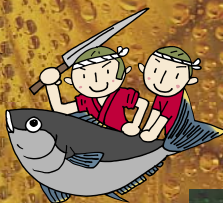


組合員様はさらに
500円引き

BEER VIKING

ご予約
承り中

**3時間食べ飲み放題
18時~21時**



の日は、本マグロ解体実演実施!!

7月	3日(金)	4日(土)	24日(金)	25日(土)
8月	7日(金)	8日(土)	28日(金)	29日(土)
9月	25日(金)	【限定9日間限り】		

定員になり次第締め切らせていただきます。

お料理 バイキング約30種
お飲物 生ビール・焼酎・日本酒・チューハイ
ワイン・ウイスキー・ソフトドリンク

ご予約・お問い合わせは ☎089-945-6311

「えひめ共済会館休館のお知らせ」

平成27年7月26日(日)は、えひめ共済会館高圧引き込み設備の改修の為、休館させていただきます。皆様大変ご迷惑をおかけいたしますがご理解・ご協力の程よろしく願います。
なお、雨天時は延期となる為、予備日として**8月30日(日)**、**11月29日(日)**を休館予定としておりますので、ご了承ください。

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館
TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



表紙によせて
四国鉄道文化館(西条市)

四国鉄道文化館は四国初の本格的な鉄道博物館です。予讃線・伊予西条駅を南北に挟む形で北館・南館があります。郷土の偉人・十河信二氏が生みの親といわれる初代新幹線「0系」や、準鉄道記念物に指定されているDF50形ディーゼル機関車1号機など、貴重な鉄道車両6両を展示しており、運転席や客室に座ることができる車両もあります。その他にも、模型列車の演出走行で四国の沿線風景の一日を再現するジオラマや鉄道標識・信号機などの実物展示もあり、ご家族連れや鉄道ファンなど幅広い年齢層の方が楽しみ、学べる施設になっています。

開館時間	9時~18時
休館日	水曜日
入館料	大人・高校生 300円 小・中学生 100円

— 組合の現況 — (平成27年5月末現在)	
◎所属所数	41
◎組合員数	14,636人
男	9,515人
女	5,121人
◎平均給料月額(短期)	316,630円
◎被扶養者数	16,994人
(含任継)	内162人
◎任意継続組合員	266人
◎年金受給者数	17,110人

